病院情報システム閲覧に係る誓約書

国立健康危機管理研究機構

理事長　殿

治験の直接閲覧実施にあたり、国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター情報システム運用管理規程に則り、以下の事項に同意し遵守いたします。

〈病院情報システム運用管理規程〉

第7条　病院情報システムを利用できる者は、次のいずれかに掲げる者で、システム管理者の承認を得た者とする。

　一　病院の診療、事務又は病院情報システムの管理業務に従事する者

　二　病院の業務の委託を受けた者

　三　その他病院長が必要と認めた者

第8条　第7条の承認を受けようとする者は、当該部門長の確認を得たうえ、別に定める様式に従い、システム管理者補佐経由でシステム管理者に対して申請しなければならない。

２　前項の申請があった時は、システム管理者は、利用目的及び資格等を審査し、適当と認めるときは承認するものとする。

第9条　職員等は、病院情報システムの利用に当たり次に掲げる責務を負う。

　一　本規程をはじめ、センターポリシー、病院セキュリティ実施手順など関連法規等を遵守すること。

**二　自身のパスワードを自らの責任において管理し、これを他者に利用させないこと。**

　三　病院情報システムの情報の参照や入力（以下「アクセス」という。）に際して職員番号やパスワード等によって、病院  
情報システムに自身を認識させること。

　四　病院情報システムへの情報入力に際して、確定操作（入力情報が正しいことを確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。

　五　与えられたアクセス権限を越えた操作は行わないこと。

**六　参照した情報を目的外に利用しないこと。**

**七　患者のプライバシーを侵害しないこと。**

八　病院情報システムの異常を発見した場合は、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。

**九　不正使用を発見したときは、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。**

1. 閲覧対象患者以外の患者情報等にアクセスいたしません。
2. GCPに則ったカルテ閲覧のみとし、利用目的以外には利用しません。
3. 第三者のID・パスワードは利用いたしません。また、第三者に利用させることもしません。
4. 閲覧対象患者の情報画面を撮影、外部媒体による記録保存及び、紙媒体による印刷等、個人情報を外部に持ち出す行為はいたしません。
5. 正当な理由なく、直接閲覧にて知り得た秘密を漏らすことはいたしません。

提出日：　　　年　　　月　　　日

会社名：

所属部署：

氏名：　　　　　　　　　　　　（自署）